

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第45号

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第7項中「10,000円」を「11,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に屋外広告業の登録の申請をしている者に係る手数料の額については、なお従前の例による。